学校いじめ防止基本方針

箕面市立豊川南小学校

令和4年3月改訂

◆もくじ◆

- I いじめに関する基本的な考え方(「箕面市いじめ防止基本方針」から)
 - (1) いじめの定義
 - (2) いじめの解消
 - (3) いじめの防止等の対策に関する基本理念

Ⅱ未然防止

- (1) 児童や学級を見立てることについて
- (2) 実態把握の方法
- (3) 相談窓口について
- (4)「互いに認め合い、支え合い、助け合う集団づくり」、「豊かな心を育む ための人権教育」について
- (5) 保護者や地域の方への働きかけについて

Ⅲ早期発見

IV組織的な対応

- (1) いじめ発見のきっかけ
- (2) 発見のための手立て

V対応

WIネット上のいじめ対応

VIIいじめ対策委員会の設置について

I いじめに関する基本的な考え方(「箕面市いじめ防止基本方針」から)

いじめは、子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に悪影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめは人として決して許されない行為であり、「いじめを絶対に許さない」という強い姿勢の下、あらゆる努力をしなければならない。また、いじめはどの子どもにも起こり得ることから、学校はもとより、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むものである。いじめへの取組みにあたっては、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的な取組みを進める。とりわけ、「いじめを許さない環境壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践を続けていくことが必要である。いじめの未然防止、早期発見、早期対応を目的として「校内いじめ対策委員会」を設置する。

(1)いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法 以下「法」という 第2条)

具体的ないじめの態様は以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれや、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

また、障害特性を有する児童や自身の思いを表現することが苦手な児童は、 法第2条のいじめの定義にある「心身の苦痛を感じている」と訴えることが 難しい児童もいることから、いじめ行為の対象となる児童の認識にかかわら ず、障害特性を有する児童を含め、すべての児童の尊厳を損なう行為は「い じめ」と認識し、法に沿った対応を行うこととする。

なお、好意から行った行為が、意図せずに相手に心身の苦痛を感じさせてしまった場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し、教員

の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、法第22条を踏まえて設置される「校内いじめ対策委員会」で情報共有するものとする。また、けんかやふざけあいであっても、見えない所でいじめが発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の心身の苦痛の有無に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) いじめの解消

いじめは謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とはすくなくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場言いであっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期間の確認が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、「校内いじめ対策委員会」の判断により、両機関の確認を設定するものとする。学校は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、当該期間が経過した段階でいじめ行為が止んでいるかどうかの判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、面談や保護者連絡等を通じて、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談塔により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「校内いじめ対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校は被害児童及び加害児童生徒に

ついて、日常的に注意深く観察する必要がある。また、進級する際や小学校から中学校へ進学する際には、いじめ事案内容については、確実に引き継ぐ。

(3) いじめの防止等の対策に関する基本認識

いじめには様々な特質があるが、箕面市、箕面市教育委員会及び学校は、以下の点をいじめに対する基本的な認識とし、取り組むものとする。

- ・いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ・いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発 見しにくい。
- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方をしてはならない。
- ・いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規 に抵触する。
- ・いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題で ある。
- ・いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ・いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの 役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

いじめ問題への取り組みにあたっては、日々「未然防止」と「早期発見」 に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取 り組むものとする。また、重大事態が発生した場合には、迅速に事案の解 決にあたるとともに、誠実な対応に努めなければならない。

(4) いじめ防止基本方針の周知

入学説明会、入学時、年度始め等には、いじめに対する学校いじめ防止基本方針を周知し、いじめは学校、家庭、地域社会などが一体となって取り組むべき問題であることから、保護者が担う責任を明らかにし、保護者や地域の理解を図る。

Ⅱ未然防止

「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に全教職員が取り組む。 そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をす べての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを 生まない土壌づくり」に取り組む。子どもたち・保護者の意識や背景、地域・ 学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・ 実施する。

(1)児童や学級を見立てることについて

子どもたちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、子どもたちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができるようにするためには複数の目で子どもたちを見ていくことが大切である。学年グループで交換授業等を行い、複数の目で子どもたちの様子や学級の様子を見て、いち早く変化に気づけるようにする。

①子どもたちのまなざしと信頼

子どもたちは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、子どもたちの良きモデルとなる。

②心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのために、校内組織を有効に機能させ、子どもたちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

(2)実態把握の方法

子どもたちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てる。そのためには、箕面子どもステップアップ調査の生活調査やいじめ実態把握アンケートを有効に活用する。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間、校種間で個別の支援計画や個別の指導計画をもとに適切な引き継ぎを行う。また、「校内いじめ対策委員会」を常設し、常に各学級や子どもたちの様子を共有し、いち早く変化に気づき対応していく。また支援コーディネーター会では支援が必要な児童の変化をよりいっそうこまやかに共有し、対応していく。

(3)相談窓口について

学校の相談窓口として、スクールカウンセラーが配置されていること、養護教諭も常に窓口として対応していること、生徒指導も窓口として対応できることを、年度始めや学期始めに学校だよりで知らせるとともに、PTA 総会や学級懇談会等でも周知する。

(4)「互いに認め合い、支え合い、助け合う集団づくり」、「豊かな心を育むため の人権教育」について

①豊かな学びの実現

規律と主体性のある授業づくり

「箕面の授業の基本」をもとに、箕面市がめざす「課題解決的な学習」に取り組む。子どもたちが主体的に学ぶ姿勢をもつような授業をめざす。「自ら行動し、友だちと認め合い 高めあう子」をめざす子どもの姿とし、日々の学習活動と生活が、人間関係づくりと授業づくりの2本柱を強固にする筋交いとなるように取り組む。

課題を明確に(焦点化)し、自力解決をさせるために、様々な工夫(視覚化)をし、思いや考えを表現し共有する授業を研究していく。

- ②互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり 主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、大切 に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」に取組む。
- ③自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事 授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫 し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりをする。
- ④子どもたちの主体的な参加による活動

児童会や委員会活動による自発的、自治的な活動で、自己肯定感を高める と共に、いじめの防止を意識し、解決を図れるような取り組みを進める。 新入生を迎える会の開催、給食の準備や片づけの手伝い、交換給食、幼少 交流、児童会活動、運動会等での取り組みを通して、お互いに認め合い、 助け合う関係を築く。

生活委員会・児童会が中心となり、学期ごとの生活目標を提示する。集団 生活をスムーズにする規範意識や仲間意識を高める。目標を自主的に楽し く伝え、全校児童の意識を高める。

a 人権教育(集団づくり)の充実

人権教育は人権尊重の精神の涵養を目的とするものである。いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させる。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。また、人間関係づくりのプログラムを行う中で人権感覚を育んだり、人権意識を高めたりする。

b道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳 の授業が大きな力を発揮する。また、思いやりの心を育むことにもつなが る。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切である。

子どもたちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。

c 体験学習の充実

子どもたちは自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していく。

福祉体験やボランティア体験、人との出会い等「生きた社会」とのかかわりなど、意識的に発達段階に応じた体験教育を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

多文化共生・環境・福祉/共生の領域から各学年めあてをもち、生活科や総合的な学習、教科の時間を通して実施する。

d特別活動の充実

子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。.コミュニケーション活動を重視した活動を取り入れ、他者理解を進める。

(5)保護者や地域の方への働きかけについて

PTA の各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。

- 授業参観
- 学級懇談会
- ・学校だより、学年だより、学級通信、ホームページ等
- · PTA 運営委員会

Ⅲ早期発見

いじめの早期発見のためには、子どもたちのささいな変化に気づく力を高め、「いじめが起きているのではないか」と思ったら、冷やかしやからかいで済ますことなく、迷うことなく「校内いじめ対策委員会」に報告し組織的対応を行っていく。いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。児童が連続して欠席した場合は、早期発見の観点

から、速やかに校内いじめ対策委員会に教員は報告し、方針を立て、速やかに対応する。また、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集する。

IV組織的な対応

(1)いじめ発見のきっかけ

- ①子どもたちの立場に立つ
 - 一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行う。そのために、教職員は、人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をきちんと受けとめ、子どもたちの立場に立ち、子どもたちを守るという姿勢をもつ。
- ②子どもたちを共感的に理解する

教職員は、集団の中で配慮を要する子どもたちに気づき、子どもたちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるよう、感性を高める。そのために、教職員は、子どもたちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に子どもたちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。

- ・学年集団、支援コーディネーター等、複数の目で子どもたちの言動について情報交換を行う。
- ・i-check、いじめ実態把握アンケート等のチェック
- ・担任、学年団に加え生徒指導も相談窓口であることのアピール

(2)発見のための手立て

- ①日々の観察~子どもがいるところには、教職員がいる~ 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配 る。「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子どもたち と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。 また、学校には日常的にいじめの相談の窓口があることを学年びらきで知 らせる。
- ②観察の視点~集団を見る視点が必要~

成長の発達段階からみると、子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなる。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

③日記や作文のコメントのやりとりから生まれる信頼関係 日記や作文の活用により、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取 る。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対 応する。

④いじめ防止授業

子どもたちがクラス、学年、地域・様々な場で気になる言動があった時、 大人に相談することを授業で伝える。

- ⑤教育相談(学校カウンセリング) ~気軽に相談できる雰囲気づくり~ 日常の生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ⑥いじめ実態調査アンケート 学期に1回以上実施(ステップアップ調査を含む)する。アンケートの実施 後、児童の回答を速やかに確認し、対応していく。
- ⑦相談しやすい環境づくりをすすめる 子どもたちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に 勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、い じめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があるこ とを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払う。その対 応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくな り、いじめが潜在化することが考えられる。
- ⑧地域の協力を得る

学校協議会、守る会、地区福祉会などの学校と子どもたちの教育に関わる地域団体が情報交換、協議できる場を設けるなど地域ネットワークづくりを行い、いじめ問題への対応等の学校教育活動について情報提供し、地域における「子どもの見守り活動」などの教育支援を求める。

民生委員や児童委員、登下校の見守り隊、子ども会、スポーツ少年団等の 地域の各種団体から気になる言動があればすぐに学校へ連絡が入るよう、 体制づくりに努める。

V対応

いじめの兆候を発見したり、いじめを認知したり、疑わしきことを認知したときは、問題を軽視することなく、ただちに「校内いじめ対策委員会」に必ず報告する。「校内いじめ対策委員会」を開催し、教職員が役割分担をし、被害児童やいじめを知らせてきた児童、加害児童に対して複数の教職員で事情を確認する。具体的に、「いつ頃から」、「誰から行われ」、「どのような態様であったか」、「いじめを生んだ背景事情」、「児童の人間関係にどのような問題があったか」、「学校、教職員がどのように対応したか」などの客観的な事実関係を速やかに調査するために、聞き取る内容や、聞き取る順番を校内いじめ対策委員会で方針を立てたうえで、適切に指導する等、組織的な対応を行う。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に今後の対応方針を検討する。決して教職員が独断でいじめの疑いの有無を判断しない。児童に事情を確認する場合は、複数の教職員で対応し、日付と記録者名を必ず記載した聞き取り記録を残

す。対応状況についても記録に残す。いじめ事案として対応したものについて の記録は10年間保存する。対応終了後も二次被害や再発の防止も含めた指導 方針を立て、組織的に取り組む。

また、子どもの個人情報は、その取扱いには十分注意する。

①本人からの訴えには

・心身の安全を保証することを最優先し、「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを含めいじめ対策委員会で考える。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

事実関係や気持ちを傾聴する「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

・いじめ対策委員会で解決への見通し、プランを考え、本人とも相談し、本 人が安心し信頼できるようにする。

②周りの子どもからの訴えには

- ・いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生すること を防ぐため、他の子どもたちから目の届かない場所や時間を確保し、訴え を真摯に受け止める。
- ・「よく言ってくれたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対 に明かさないことを伝え、安心感を与える。先生の方できちんと調べて対 応するから、もう友だち同士話すこと等うわさになることを防止する。

③保護者からの訴えには

- ・保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から 保護者との信頼関係を築く。
- ・問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問ではなく、日頃から、子どもの良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておく。
- ・子どもの苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じる。保護者の気持ちを十分に理解して接する。

④いじめられた子どもに対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで 心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、心理面でのサポートを行う。

保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、現状分かって いることを伝える。
- ・「校内いじめ対策委員会」で検討した指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談 するよう伝える。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、サポートを行う。

⑤いじめた子どもに対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向 け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、心理面でのサポートを行う。

保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい 気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、 法に基づいた対応を行っていくことを伝え、事の重大さを認識させ、家 庭での指導を依頼する。
- ・子どもの変容を図るためにかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言 をする。

⑥周りの子どもたちに対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、 いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全 体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していること を理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導す

る。

・いじめは法に基づいて対応していくことや、いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

⑦継続した取り組み

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握 に努める。
- ・いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかか わり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用 を含め、継続した心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

トラブル(いじめ)対応	、~ピア・サポ	ート解決法~	
アンケートチェックから	日常の観察から	本人・友達・保護者から	
	<u>その日に!!</u>		
カ針を立てる・ナー 1指導の	· ム対応(いじめ対策委員会) ねらい		
2 手順の	スケジュールと分担 の情報提供と共通理解		
0334	- I THE NEXT COLUMN		
手 順		注意事項	
) 本人に聞き取り	・学校or家庭訪問	(本人が話しやすい環境	等)
できるだけ早く (土日をはさまない)	•複数対応 (日本	付、聞き取り者、聞き取り内:	容を記録)
個別で聞く	・共感:『つらかっ		
1 事実確認 (時系列)		き分ける(こちらの判断は、	入れない)
2 その時の気持ち		てくれてありがとう』	5 2% 14 <i>6</i> 5
		っんと対応するからね』 別国	
関係児童の聞き取り		で正確に、事実と思いを聞き	
できるだけ早く(土日をはさまない)		<u>け、先入観、誘導質問は絶</u> :	<u>対しない</u>
聞き取り手が足りないときは 学年等に協力してもらう		そに、聞き取り順を決める	り活る
		(のストレス、困り感にも寄り	がり
1事実確認(時系列)		ウ力関係が見えてくる)	
2その時の気持ちと原因 3自分の言動の反省		いることはないかな。』	
3 自分の言動の反省 4 どこで流れを変えられたのか	『どうして、そうな	ことを思っていたの。』	
5 関係修復、解決策、謝罪		いった。。』 いった。どうすればよかった。	Π
0 闲水应该、所以水、附升		寸、聞き取り者、聞き取り内:	
)保護者への連絡		中であることを伝える	I C HEAT
できるだけ早く		「回らないうちになるべく早く	· · ·
(聞き取りをしたその日のうちに)			
1起こったことの概要	『気になったこと	がありましたので,	
2おおまかな方針	お電話させていただきました。』		
) 聞き取り情報の突合せ	・不一致の確認		
	→再度聞き取り	不一致部分は必要に	•
	→傍観者からの聞き		
	→クラス、学年アン	ケート	
)方針の見直し	・他機関との連携及	び報告、相談	
子どもの話し合について	・役割分担・進行の)仕方・指導内容	
保護者対応について	(例)時系列、人間	引関係マップ、etc	
	・一人ひとりの言い	<u> </u> 分と立ち位置(力関係)を多	ラけルめる
*と同様	-	い分のずれは、お互いを認	
· C PAIN		、一ター。高圧的な指導は逆 刻	
		:出すことで、解決までリー	
	・最後に教員の意見		•
)保護者へ報告	・個別の電話連絡/	 個別で学校/個別で家庭訪問	
	・関係者一同説明会		
	(保護者のみor児	且童同伴)	

VIネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて専門家の助言を得ながら最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努め、未然防止には、子どものパソコンやスマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組みを行う。

また、早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さない。 そのためには、保護者との連携が不可欠である。

ネット上のいじめを発見した場合は、いじめ内容を迅速に把握し、発覚した日時や把握した内容、画像等を記録に残し、書き込み内容・画像の削除等、これ以上の拡散を防ぐ等の迅速な対応を図る。また、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

(1)ネット上のいじめ

パソコンや携帯情報端末を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷、 画像等を SNS 等を利用して送ったり、広めたりすること。

〈特殊性による危険〉

- ◆匿名性により、加害者を特定しにくいという傾向がある。
- ◆匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- ◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- ◆一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、 不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。
- ◆時間、場所を選ばず、いつでも、どこでも情報が配信されるため、 被害を回避しにくい。

(2) 未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

①保護者会等で伝えたいこと

〈未然防止の観点から〉

・子どもたちのパソコンやスマートフォン等を第一義的に管理 するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭にお いて子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこ と、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること

- ・インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつ。
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたち に深 刻な影響を与えることを認識すること。

〈早期発見の観点から〉

- ・家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに 巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく 問いかけ、即座に、学校へ相談すること。
- ②情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント インターネットの特殊性による危険や子どもたちが陥りやすい心理を . 踏まえた指導を行う。

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- ・匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- ・違法情報や有害情報が含まれていること
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

(3)早期発見・早期対応

- ①関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応
 - ・書き込みや画像を確認し、記録した後、削除や、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む。
 - ・学校、保護者だけでは解決が困難な事例は、警察等の専門機 関と連携。
- ②書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等 の削除を迅速に行う。

〈指導のポイント〉

- ・誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許され る行為ではないこと。
- ・SNS を通して発生しがちなトラブルとして、仲間はずれ、人間関係の悪化、画像や動画に関するトラブル、コミュニケーショントラブル、「出会い系」被害などにつながること。
- ・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪として取り扱われること。

VIIいじめ対策委員会の設置について

いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップの下に「いじめを絶対に許さない」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組みを行う。学校においては、いじめへの組織的な取組みを推進するため、いじめに特化した「校内いじめ対策委員会」を常設組織として設置し、「校内いじめ対策委員会」を中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開する。

また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、 児童生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

「いじめ対策委員会」は、校長、教頭、生徒指導担当を中心に、学年主任や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを必ずメンバーに入れるものとする。「校内いじめ対策委員会」はいじめ対策に特化した役割を担う。

年間を見通したいじめ指導計画の整備について

- ・いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組む。
- ・計画を作成するにあたっては、いじめ対策委員会で検討し、教職員の研修、 児童生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対 策を推進する。
 - 4月…生徒指導よりいじめ対応の人間関係づくりの年間授業計画の提案
 - 5月…教職員研修(いじめをうまない集団づくり)児童会による生活目標 設定
 - 6月…児童への指導(人間関係づくり) i-check 実施 教職員研修(困り感 のある児童への対応)
 - 7月…児童への指導(人間関係づくり) 教職員研修(多様性を認めあうために) 学校協議会
 - 8月…教職員研修(集団作り・いじめへの対応)
 - 9月…児童会による生活目標(2学期)のアピール
 - 10月…児童への指導(人間関係づくり) 教職員研修(子ども理解 SC・SSW からの事例研究)
 - 11 月…児童への指導(人間関係づくり)、PTA 教育懇談会 (保護者ととも に)
 - 12月…学校協議会、 i-check 実施
 - 1月…児童への指導(人間関係づくり)、教職員研修(児童の実態をふまえて)
 - 2月…児童への指導(人間関係づくり)、いじめ実態把握アンケート実施 教職員研修(来年度へ向けて)
 - 3月…学校協議会

Ⅷ教職員研修の充実

年に複数回、いじめに関する校内研修を実施し、いじめについての共通理解を図る。いじめに関する研修に関しては、年間の指導計画に含め、指導力やいじめの認知能力を高める。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師に招いての研修や事例研究を実施するとともに、校内の 0,JT を円滑に実施し、教職員のスキルや指導方法を高めていく。

IX重大事態への対処

生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合 (いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。)、速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。教育委員会の支援の下、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を教育委員会と協議及び判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。事案によっては、マスコミ対応も考えられる。その場合の対応窓口を明確にし、誠実に努める。

- 1 学校又は教育委員会による調査
- (1)重大事態の発生と調査
 - ①調査を要する重大事態の例
 - a生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・いじめにより転学等を余儀なくされた場合
 - b 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある と認めるとき
 - ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合も、教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。
 - ※不登校の定義(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の 諸問題に関する調査」から)

「『不登校』とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童が登校しないあるいはしたくともできない状況にある(ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く)ことをいう。」

- cその他の場合
- ・児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2)重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて、直ちに、市 長へ発生の報告を行う。

(3)調査の主体

- ①教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断する。
- ②教育委員会が主体となって行う場合は、次の通りである。
- a 学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合
- b学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

(4)調査を行う組織

- ①教育委員会が主体となって調査を行う場合は、教育委員会の附属機関である「箕面市いじめ等調整委員会」において調査を行うことを基本とする。ただし、構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。また、個々のいじめ事案について調査を行うための附属機関である「箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会」に諮問する場合もある。学校は教育委員会の調査に協力し、学校で把握している内容は速やかに教育委員会に報告する。
- ②学校が主体となって調査を行う場合は、常設の「校内いじめ対策委員会」を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどして調査を行う。学校が主体となって調査を行う場合でも、教育委員会の必要な指導や人的配置なども含めた適切な支援を受ける。
- ③いじめの重大事態であると判断する前の段階で、法第23条第2項に基づき、いじめの事実関係について調査を実施している場合がある。この場合、同項に基づく調査に係る調査資料の再分析を第三者に依頼したり、必要に応じて新たな調査を行うことで重大事態の調査とする場合もある。また、同項に基づく調査により、事実関係の全貌が十分に明らかにされており、関係者が納得しているときは、改めて事実関係の確認のための「箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会」を立ち上げた調査を行わない場合がある。

(5)事実関係を明確にするための調査の実施

- ①重大事態に至る要因となったいじめ行為が、
 - ・いつ頃から
 - 誰から行われ
 - どのような態様であったか
 - ・いじめを生んだ背景事情
 - ・児童の人間関係にどのような問題があったか
 - ・学校、教職員がどのように対応したか

などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ②被害児童生徒からの聞き取りが可能な場合
 - ・被害児童生徒から十分に聞き取る。

- ・在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。この際、個別の事案が広く明らかになり、被害児童や情報提供者に 二次被害が及ばないよう留意する。
- ・加害児童に対しては、調査による事実関係を確認するとともに、 指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・被害児童に対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続 的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を 行う。
- ・これらの調査を行うにあたっては、事案の重大性を踏まえて、教育 委員会が、積極的に指導・支援し、関係機関と適切に連携するなど、 対応にあたる。
- ③被害児童からの聞き取りが不可能な場合(被害児童が入院又は死亡した場合)
 - ・被害児童の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護 者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
 - ・調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き 取り調査等が考えられる。
- (6)被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明

いじめ重大事態として調査を実施する前に、以下について被害児童と保護者及び加害児童と保護者に説明を行う。

- ・調査の目的、目標
- •調查主体
- •調查時期、期間
- •調查事項
- •調査方法
- ・調査結果の提供

(7)被害児童が死亡した時の対応

- ①その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- a 遺族の要望や意見を十分に聴取する。
- b在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- c 遺族に対して主体的に、在校生への調査の実施を提案する。その際、 調査の目的、調査を行う組織の構成、概ねの調査期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針 について、できる限り、遺族と合意しておく。
- d資料や情報は、できる限り、偏りのないよう、多く収集し、それらの 信頼の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助の下、客 観的、総合的に分析評価を行う。
- e情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児

童の自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、世界保健機関 (WHO)が作成した「自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識(2017年版)」を参考にする。

2 調査結果の報告及び提供

学校又は教育委員会は、被害児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、被害児童やその保護者に対して説明する。

【調査結果を報告する際の留意事項】

- ・他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分 配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあっ てはならない。
- ・質問紙調査に先立ち、調査結果については、被害児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。

調査主体が学校である場合は、調査が終了次第、速やかに教育委員会に調査結果を報告する。